２　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二　（略）

三　組合員又は組合員であった者の遺族の順位を証するに足る市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは除籍の謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）

三の二　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

四～六　（略）

六の二　前条第七号に掲げる場合に該当する者があるときは、その者と組合員又は組合員であった者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図

七　（略）

（死亡の届出）

第四十八条の二　受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

三・四　（略）

２～４　（略）

（支払未済の給付の請求）

第四十九条　廃止前農林共済法第二十八条又は旧制度農林共済法第二十八条の規定による給付（以下この条において「支払未済の給付」という。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二の二～五　（略）

２　（略）

３　前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　死亡した受給権者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍の謄本若しくは抄本又は法定相続情報一覧図の写し

二～四　（略）

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（死亡の届出） **第十五条**　受給資格者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　受給資格者の受給資格者番号	（死亡の届出） **第十五条**　受給資格者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　受給資格者の個人番号又は受給資格者番号